

# 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める

## 意見書採択に関する陳情

### 討論要旨 大島もえ議員

本市は、2011年、非核平和都市宣言を行っている自治体です。陳情の趣旨の中には、このことが、2017年に核兵器禁止条約が批准された先取りでもあり、大変市民の誇りでもあると述べられております。本陳情に対し賛成、反対、いずれの立場であっても、核兵器のない平和な世界を願う思いは共通している、その点は、ここまでの議論の中でも確認されているかと思えます。

意見の相違は、非核平和という共通のゴールに向かう道筋の違いであります。反対のお立場には、福祉文教委員会の中でも述べられました核兵器禁止条約に核保有国が実質的に批准していない現実を踏まえて、日本が拙速に批准するよりも、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、歩調を合わせて働きかけるべきだというお考えが御紹介されました。

また、まずは条約の締約国会議にオブザーバーとして参加すべきだという意見がその場でも述べられて、この点については私も賛同する立場でございます。締約国会議へのオブザーバー参加は、直ちに条約批准の是非を決めるものではなく、現場の議論に直接触れ、日本が果たし得る役割を探るための現実的で建設的な一歩であると考えます。

この点につきましては、立場の違いを乗り越え、今合意できることは何か、共通の合意点はどこにあるのかを探りながら、今日の反対討論の中にもありました現実的一步とは何かについて、非核平和宣言都市として、本陳情とは別に私たちができる具体的なアクションを、ぜひ皆さんと共に紡ぎ出していけることを改めてお願い申し上げます。お願いいたします。

一方で、討論に戻りますが、賛成の立場からは、日本は唯一の被爆当事者国であるからこそ、核兵器禁止条約を率先して批准することに合理性があり、その姿勢こそが世界を動かす力になり得る、そのように考えられている御意見が発言されました。

ここで、本陳情に賛成する理由を私なりに3点申し上げます。

1点目は、これまでを振り返れば、多くの市民が核兵器のない世界をと声を上げ続けた結果として、核兵器禁止条約が誕生するところまで国際社会は前進してまいりました。この事実を私たちは重く受け止めるべきです。だからこそ、声をさらに増やし、世論を高め、議論を生み出し、核兵器のない世界への推進力としていくことが今求められている。

2点目、核兵器禁止条約ですが、既にもたらしている現実の変化について触れます。2017年の批准から既にもたらしている現実の変化、条約の発効により世界中の銀行や企業の姿勢が変わり始めております。

条約では、核兵器の製造・生産・保有だけでなく、それらを支援する行為も禁止されております。その結果、核兵器製造に関わる企業への融資を行わない銀行や投資を停止する企業、世界各国で、そして日本においても増えております。これは、核保有国や核依存国が条約に参加しておらずとも、核兵器に関する活動が事実上制限され始めていることを意味します。核兵器禁止条約は理念にとどまらず、現実の経済や社会の構造に影響を与え始めております。

3点目、本年8月6日、広島平和記念式典では、当時の湯崎英彦広島県知事は、核抑止論をフィクションと位置づけ、それはフィクション、どういう意味かといいますと、相手に通じることを前提とした核抑止論は仮定にすぎない、フィクションである。誤解や判断ミスによって容易に破綻し得る概念であり、一たび破綻すれば、取り返しのつかない惨禍を招くという危うさを示しました。

そして、国守りて山河なし、核兵器は国を守るどころか、一たび核戦争が起これば、国土も人類も再生不能な惨禍に陥る兵器であることを改めて私たちに突きつけました。その上で、対話と核兵器で脅すのではなく、対話と工夫によって平和を築く道があることを私たちに示しています。核兵器は、使われなことを前提に平和を語る兵器ではなく、一たび使われれば、人も社会も国土も取り返しのつかない被害をもたらす兵器です。

最後に申し上げます。

本陳情は、直ちに国の安全保障政策を決定づけるものではありません。日本政府に対し、核兵器禁止条約への明確な姿勢を求める正当な意思表示であります。唯一の被爆国、つまり、ほかに二度と被爆国を出してはならない。戦後80年、つまり戦後が81年、82年と永遠に続くように不断の努力をしていく。私たちが今日どのような意思を示すかは、今朝、思いをしっかりと伝えてきてねと言った次の世代がどの世界で生きるのかにつながります。

非核平和宣言都市として、その責任から目をそらすことなく、皆さんと共通の理念である本陳情に賛成するものです。